

複数軸種の包括申請についてのお知らせ

複数軸種の包括申請において**総重量が一般的制限値 20 t を超える車両を含むもの**については、包括申請の対象となりません。

平成19年3月26日より申請書の作成及び算定が“行えない”よう、システムの設定を変更します。

(重量が一般的制限値 20 t を超えないものは従来とおり、申請書の作成及び算定が実施できます。)

【申請書作成時の変更点】

従来は申請書の作成が“**行えました**”が、以下のように申請書の作成が“**行えなく**”になります。

申請書作成状況一覧

ダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
「キャンセル」ボタンを押して下さい。

作成状況は「要再作成」と表示されます

「申請書」のダウンロードは行えません

予約 番号	作成 状況	作成完了日時	メッセージ	申請データ	操作
309日	要再作成		複数軸種の包括申請は、積載貨物の寸法において分割のみすることができないために通行許可の対象となる車両に限りません。この申請には、重量において通行許可の対象となる車両が含まれていますので、申請書の作成はできません。	申請データ	ダウンロード
309日	作成完了	平成19年02月09日 15時26分		申請書	ダウンロード
				申請データ	ダウンロード

【メッセージの表示】

“複数軸種の包括申請は、積載貨物の寸法において分割のみすることができないために通行許可の対象となる車両に限りません。

この申請には、重量において通行許可の対象となる車両が含まれていますので、申請書の作成はできません。”

【算定時の変更点】

従来は算定が“**行えました**”が、以下のように算定が“**行えなく**”になります。

算定予約状況一覧

ボタンを押して下さい。

処理状況は「要再算定」と表示されます。

「算定結果」のダウンロードはできません。

申請日	予約受付日時	処理状況	算定完了日時	メッセージ	操作
平成19年03月01日	平成19年02月13日 15時33分	要再算定		複数軸種の包括申請は、積載貨物の寸法において分割のみすることができないために通行許可の対象となる車両に限りません。この申請には、重量において通行許可の対象となる車両が含まれていますので、受けできません。	

【メッセージの表示】

“複数軸種の包括申請は、積載貨物の寸法において分割のみすることができないために通行許可の対象となる車両に限りません。

この申請には、重量において通行許可の対象となる車両が含まれていますので、受付できません。”